

水産物流通加工推進事業（水産物流通加工推進事業）助成要領

平成 27 年 4 月 20 日

27 水管第 165 号水産庁長官承認

公益財団法人沖縄県漁業振興基金（以下「財団」という。）は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「規則」という。）、「水産関係民間団体事業補助金交付要綱」（平成 10 年 4 月 8 日付け 10 水漁第 945 号農林水産事務次官依命通知。）、「水産関係民間団体事業実施要領」（平成 10 年 4 月 8 日付け 10 水漁第 944 号農林水産事務次官依命通知。）及び「水産関係民間団体事業実施要領の運用について」（平成 22 年 3 月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知。以下「運用通知」という。）に基づき、水産物流通加工対策の水産物流通加工推進事業のうち水産物流通加工推進事業を実施するため、以下のとおり水産物流通加工推進事業（水産物流通加工推進事業）助成要領。（以下「助成要領」という。）を定める。

（事業の目的）

第 1 条 米軍訓練等水域の影響を受ける沖縄産水産物の流通促進のため、沖縄産水産物の加工商品及び流通手法の開発、機器の導入を行う取組に対して支援を行うものとする。

（事業の内容）

第 2 条 財団は、水産物流通加工推進事業（水産物流通加工推進事業）を行う取組を公募し、財団が設置する事業推進評価委員会において、第 3 条及び第 4 条に基づき審査を行うものとする。審査結果について水産庁長官の承認を得た上で、財団は支援対象となる取組に対して助成金を交付するものとする。

（事業の実施者）

第 3 条 この事業の実施者は、沖縄県に住所を有する漁業協同組合及び沖縄県漁業協同組合連合会又はそれらと連携して事業を実施する流通業者、加工業者又は水産庁長官が特に水産物の流通を促進するための取組を行う者と認めた者とする。

（取組の要件）

第 4 条 この事業の支援対象となる取組の要件は、以下の（1）から（3）の全てを満たすこととする。

- (1) 沖縄産水産物の流通を促進するための取組であること
- (2) 取組による効果が十分に期待できること
- (3) 原材料、製品、技術、工程、集出荷方法、販売方法等のうち1つ以上において新規性や先進性を有していること

(助成対象経費及び助成額)

第5条 以下の(1)から(6)のうち、水産物流通加工推進事業の取組に必要と認められる範囲の経費を助成対象経費とし、別途、財団が定める予算の範囲内において、1事業あたり100万円を上限に助成対象経費の1/2以内で助成金を交付するものとする。

- (1) 水産物の加工商品の開発のために必要な機器、資材の取得に要する経費
(水産物の処理・加工機器、冷凍・冷蔵・貯蔵機器、衛生管理機器、包装用機器、パレット等)
- (2) 水産物の流通手法の開発に必要な機器、資材の取得に要する経費
(検査機器、衛生管理機器、冷凍・冷蔵機器、出荷用機器、出荷用資材、販促資材、鮮度保持容器等)
- (3) 加工経費
(一次加工等に要する経費)
- (4) 商品開発に要する経費
- (5) 流通促進に要する経費
- (6) その他、事業実施のために水産庁長官が必要と認めた経費

(助成期間)

第6条 助成期間については、事業の内容に応じて最長3ヶ年度助成を受けることができるものとする。ただし、その場合においても、第7条及び第8条の規定により事業実施計画の作成、審査、承認を毎年度受けなければならないものとし、したがって、2ヶ年度目(次年度)以降の助成継続を保証するものではない。

(事業実施計画の作成)

第7条 この事業の実施者は、別記様式第1号により毎年度水産物流通加工推進事業計画承認申請書(以下「計画書」という。)を作成し、財団に提出するものとする。なお、これを変更しようとする場合も同様とし、この場合の様式は別記様式第2号とする。

(事業実施計画の審査・承認)

第8条 財団は学識経験者、有識者、専門家からなる事業推進評価委員会を開催し、計画書及び事業実施者の説明に基づいて審査を行い、審査結果を運用通知第3の3-5

(2) の (4) のウの (イ) の c の (b) の ii の別記様式第 72 号により水産庁長官へ提出し、その承認を受けるものとする。なお、事業実施者より提出された事業実施計画書において、財団の助成額が 50 万円以下の場合、事業推進評価委員会の審査における事業実施者の説明を省略することができるものとする。

(助成金の交付)

第 9 条 計画書の承認を受けた事業実施者は、財団が別に通知する提出期限までに、財団に対し別記様式第 3 号により助成金の交付申請を行い、財団は適当と認める場合に、事業実施者に助成金の交付を決定する旨の通知を行うものとする。なお、これを変更しようとする場合も同様とし、この場合の様式は別記様式第 4 号とする。

(交付の条件)

第 10 条 次に掲げる事項は、財団が助成金の交付を決定する場合に附する条件とする。

- (1) 事業実施者は、事業の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ、財団の承認を受けなければならないこと。ただし、第 12 条に定める軽微な変更を除く。
- (2) 事業実施者は、事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、あらかじめ、財団の承認を受けなければならないこと。
- (3) 事業実施者は、事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに財団に報告して、その指示を受けなければならないこと。
- (4) 事業実施者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を当該年度の翌年度から起算して 5 年間、整備保管しなければならないこと。

(申請の取り下げ)

第 11 条 事業実施者は、適正化法第 9 条第 1 項、規則第 4 条の規定により申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から 15 日以内にその旨を記載した書面を財団に提出しなければならない。

(軽微な変更)

第 12 条 第 10 条 (1) の規定により財団が定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(交付決定の取消等)

第 13 条 財団は、第 10 条 (2) の事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第 9 条の交付決定の全部又は一部を取り消し又は変更することができる。

きる。

- (1) 事業実施者が、法令、本助成要領又は本助成要領に基づく財団の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 事業実施者が、助成金を事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 事業実施者が、助成事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 財団は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する助成金が交付されているときは、期限を付して当該助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 財団は、第1項(1)から(3)までの取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく助成金の返還及び前項の加算金の納付については、第17条第3項の規定を準用する。

(助成金の概算払)

第14条 事業実施者は、助成金の概算払を受けようとする場合には、別記様式第5号により概算払請求を行い、財団は、これに基づき助成金の交付を行うことができるものとする。

(状況報告)

第15条 事業実施者は、別記様式第6号により、事業開始後の6月末、9月末及び12月末における事業の遂行状況を作成の上、それぞれ翌月15日までに財団に提出するものとする。

(事業実績の報告及び助成金の精算払)

第16条 事業実施者は、事業終了後から1カ月を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、別記様式第7号により実績報告書を作成し、財団に提出するとともに、別記様式第8号により精算払請求書を作成し、財団に助成金の交付を申請するものとする。

- 2 事業実施者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該助成金の仕入れに係る消費税等相当額（助成対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額

と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に助成率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該助成金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

- 3 前項ただし書により交付の申請をした事業実施者は、実績報告書を提出するに当たって、前項ただし書に該当した当該助成金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを助成金額から減額して報告しなければならない。
- 4 第 2 項ただし書により交付の申請をした事業実施者は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該助成金の仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（第 1 項の規定により報告した額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第 9 号により速やかに財団に報告するとともに、財団の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該助成金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、第 17 条第 1 項の確定のあった翌年 6 月 20 日までに、同様式により財団に報告しなければならない。

（助成金の額の確定等）

第 17 条 財団は、実績報告書の内容を審査し、適切と認めるときは、助成金の額を確定し、事業実施者に対して助成金を支払うものとする。

- 2 財団は、事業実施者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、その額を超える部分の助成金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の助成金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、財団は、期限内に納付されない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（特許権等の取得報告等）

第 18 条 事業実施者は、事業の実施の結果、得られた技術開発が特許権、実用新案権、意匠権（以下「特許権等」という。）の対象となるときは、遅滞なく当該特許権等を取得するための手続きをとるとともに、別記様式第 10 号の特許権等出願届出書を財団に提出しなければならない。

- 2 事業実施者は、前項の規定により特許権等を取得したときは、遅滞なく別記様式第 11 号の特許権等取得届出書を財団に提出しなければならない。
- 3 事業実施者は、第 1 項の規定により取得した特許権等の利用又は処分する場合の手續きについては、次のとおりとする。

- (1) 事業を実施した年度及び当該年度の翌年度以降5年以内に特許権等を放棄しようとするときは、別記様式第12-1号により事前に財団と協議する。
- (2) 事業を実施した年度の翌年度以降5年を経過した後に特許権等を譲渡又は放棄した場合には、別記様式第12-2号により財団に報告する。

(導入機器の処分の制限)

第19条 事業実施者は、導入した機器（導入価格又は効用の増加価格が50万円以上のものに限る。以下同じ。）について、処分を制限する期間（以下「処分制限期間」という。）中に処分しようとするときは、あらかじめ別記様式第13号により、財団の承認を受けなければならない。

- 2 前項に定める導入した機器の処分制限期間は規則第5条の別表に掲げるものとする。

(関係書類の整備)

第20条 事業実施者は、第10条（4）の規定にかかわらず、導入した機器で処分制限期間を経過しないものは、別記様式第14号による財産管理台帳及びその他関係書類を処分制限期間が終了するまで整備保管しなければならない。

(管理運営規程の内容)

第21条 事業実施者は、導入した機器の管理運営が当該事業の趣旨に即して適正に行われるように別記様式第15号により管理運営規程を定め、財団に報告するとともに、これに基づき管理運営を行うものとする。

(その他)

第22条 この助成要領に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、水産庁及び財団が協議の上、定めるものとする。

別表

経費	助成率	重要な変更
(1) 水産物の加工商品の開発のために必要な機器、資材の取得に要する経費 (2) 水産物の流通手法の開発に必要な機器、資材の取得に要する経費 (3) 加工経費 (4) 商品開発に要する経費 (5) 流通促進に要する経費 (6) その他、事業実施のためにその他水産庁長官が必要と認めた経費	1 / 2 以内	経費の欄に掲げる (1) から (6) の項目の追加又は廃止